

令和3年9月 第3回佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招集年月日 令和3年9月28日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和3年9月29日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教育長	黒川雅孝君
総務理事 兼総務課長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君	税務課長	藤永尊生君
住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	水本淳一君	建設課長	川崎順二君
産業経済課長	金子剛君	水道課長	安達伸男君	会計管理者	大平弘明君
教育次長	井手守道君	農業委員会事務局長	橋川貴月君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	濱野聡君
議会事務局書記	山下慶君		

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 発議第5号 決算審査特別委員会の設置について
- 日程第3 議案第48号 佐々町認可地縁団体印鑑条例制定の件
- 日程第4 議案第49号 令和2年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第5 議案第50号 令和2年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

- 日程第6 議案第51号 令和2年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第7 議案第52号 令和2年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第8 議案第53号 令和2年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第9 議案第54号 令和2年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第10 議案第55号 令和2年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件
- 日程第11 議案第56号 令和2年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件
- 日程第12 議案第57号 令和3年度佐々町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第13 議案第58号 令和3年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第59号 令和3年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第60号 令和3年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第61号 令和3年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、令和3年9月第3回佐々町議会定例会の本会議の2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、4番、永田勝美君、5番、長谷川忠君を指名します。

— 日程第2 発議第5号 決算審査特別委員会の設置について —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第2、発議第5号 決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（発議第5号 朗読）

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。発議第5号 決算審査特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

よって、決算審査特別委員会を設置します。委員は9名です。

しばらく休憩します。

（10時02分 休憩）

（10時03分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、佐々町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

以上で、日程第2、発議第5号 決算審査特別委員会の設置については終わります。

しばらく休憩をします。

（10時04分 休憩）

（10時29分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に先ほど決定いたしました決算審査特別委員会を開催し、お手元に配付していますように、委員長に阿部議員、副委員長に長谷川議員が互選されて決定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

— 日程第3 議案第48号 佐々町認可地縁団体印鑑条例制定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第3、議案第48号 佐々町認可地縁団体印鑑条例制定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第48号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

それでは、佐々町認可地縁団体印鑑条例制定の件について御説明させていただきます。

まず、認可地縁団体制度について、ちょっと、若干述べさせていただきますと、町内会が不動産をもっていらっしゃる場合、現在、会長の名義は役員さんの名義とかいう形で不動産登記をされていると。その方たちが交代や死亡があったとき、登記名義の変更や遺産相続等の問題が発生する不都合が今まで、現在も生じているという状況でございます。

このような不都合を解消するために、平成3年に地方自治法が改正されまして、町内会、いわゆるここでいう認可地縁団体が、一定の手続きのもとに法人格を取得できることとなりました。法人格により、これにより不動産を取得できるという形になりましたということでございます。

近年のこの条例の改正といたしましては、今回にはちょっとあまり関係ございませんけど、総会等の書面決議がメールでできるようになったとか、本来は不動産を登記することを目的として認可地縁団体の申請をするというのが原則でございましたけど、地域的な共同活動を円滑に実施するため認可することもできるという条文が付け加えられているという改正が、令和3年11月から施行されることになっております。

今回の条例の内容を説明させていただきます。資料のほうをお願いいたします。資料のほうを説明させていただきます。

認可地縁団体とはということで、こちらにも書いております。認可地縁団体とは、一定の区域に住所を有する方々によって形成された任意の団体であり、市町村における自治会や町内会が該当します。地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、市町村へ認可地縁団体の手続きを行い、法人化する必要がありますということで、ずっと資料が飛びますけど、17ページ、18ページ、19ページ、認可地縁団体の条項について書かれております。手続きとかです。地方自治法の中には、最終的に第260条の28までが、18ページの最後になりますけど、債権申出の催告等ということで、19ページの最後ですね、260条の40、ここまでが認可地縁団体の条項が地方自治法上に設けられております。

具体的な手続きの申請等のやり方につきましては、地方自治法施行規則、19ページになりますけど、抜粋ということで書いておりますけど、18条以降、地縁による団体が行う申請から第22条の5で、ここで20ページが認可申請書の頭だけ付けております。あと、手続用の様式等につきましては、この規則の中に定められております。

今回につきましては、現在、大茂町内会におきまして、不動産を取得するための認可地縁団体の相談があつておりまして、税務署や法務局と連携して協議いただきながら準備を進めてい

るところでございます。当然、法務局で不動産登記するというにあたりまして、認可地縁団体の印鑑、いわゆる登記には実印が必要ですので、その印鑑証明の条例を制定することが今回の条例の制定の目的という形になっております。

すみません。それでは、資料に基づきまして第1条のほうからお願いいたします。

2ページになります。

第1条、趣旨。この条例は、認可地縁団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明について、必要な事項を定めるものとするということで趣旨を書いております。

第2条、定義。この条例において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるということで、1号のほうは認可地縁団体のことを書いてございまして、2号のところは代表者等ということで書いてございます。代表者等というのは、すみません、3ページのほうに解説を書いておりますけど、基本的には、代表者、町内会長という形になりますけど、その方たちがいろんな状況で辞職されたりしたときの対応につきまして、その部分は別の職務代理者のな方が手続きをしないとイケませんので、その分の整理ということで代表者等という整理になっております。

第3条、登録資格は、ですから、印鑑登録を受けることができる者は代表者等という形で、基本的には町内会長がされますけど、町内会長がいらっしゃらないときの職務代理ということで、法的な職務代理ですね、こちらの部分はですね。

第4条が登録申請ということで、団体印鑑の登録を受けようとする代表者等は、登録を受けようとする団体印鑑を自ら持参し、町長に登録の申請をしなければならない。2項の前項の場合において、登録申請者は、登録の申請に際して町長に提出する申請書に個人印鑑を押印しなければならない。個人印鑑につきましては、これは本町の印鑑証明がある実印のことになります。

すみません。4ページをお願いいたします。

登録印鑑の制限ということで、印鑑の制限等を記載されております。1団体につき1個とし、登録証明を行うにあたっては規格などを定めているということでございます。

第6条、印鑑の登録、町長は第4条の規定による登録申請があったときは、次に掲げる事項を認可地縁団体印鑑登録原票に登録するものとするということで、1号から10号、印影、登録番号、登録年月日、認可地縁団体の名称、認可地縁団体の事務所の所在地、認可地縁団体の認可年月日、7号が登録資格、登録資格につきましては会長とかという肩書を記載するということで、5ページの解説のところにかかせていただいております。8号が代表者等の氏名、9号が代表者等の生年月日、10号が代表者等の住所となっております。次のページの11号が、前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項となっております。

第7条、登録事項の修正ということで、町長は、法第260条の2第11項の規定に基づく変更の届出により印鑑登録票の登録事項に変更があったときは、団体印鑑の登録の抹消に係るものを除き、職権によりこれを修正するものとするということで、変更があった場合は変更の届出を出されて、それを町長は職権でこれを修正するという形になっております。

第8条、印鑑登録票の再製。町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、団体印鑑の登録を受けている者（以下「登録者」という。）にその旨を通知し、登録されている団体印鑑（以下「登録印鑑」という。）の提示を求めて印鑑登録票を再製することができるということで、再製のことについて書いてございます。内容につきましては、解説を読んでいただければと思います。

6ページをお願いいたします。

第9条、印鑑登録の廃止等です。登録者は、団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録印鑑を自ら持参し、町長に廃止の届出をしなければならない。2項、登録者は、登録印鑑を亡失したときは、個人印鑑を自ら持参し、直ちに町長に廃止の届出をしなければならないとい

うことで記載されております。

第10条、印鑑登録の抹消。町長は、前条の届出があったとき、又は次の各号のいずれかに該当したときは、団体印鑑の登録を抹消するということで、1号が登録者の登録資格に変更が生じたとき、2号が認可地縁団体が解散したとき、3号が認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により、町長が登録印鑑として適当でないと認めたとき、4号がその他町長が団体印鑑の登録を抹消すべき理由が生じたときと認めたとき。2項、町長は、前項第3号又は第4号の規定により団体印鑑の登録を抹消したときは、当該登録者にその旨を通知するものとするということで、団体印鑑の登録を抹消する場合の取扱いについて定めてあるものでございます。

第11条、印鑑登録証明書の交付申請。登録者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録印鑑を自ら持参し、町長に申請しなければならない。これは、通常の印鑑証明と同じような形になります。

第12条、印鑑登録証明書の交付。町長は、前条に規定する申請があったときは、第6条第1号の印影の写しについて証明するほか、必要な事項を記載し、認可地縁団体印鑑登録証明書として交付する。

第13条、代理人の申請等。地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、第4条の申請、第9条第1項若しくは第2項の届出又は第11条の申請を当該代理人により行うことができる。この場合においては、当該代理人は、委任の旨を証する書類を添えて町長に提出しなければならないということで、認可地縁団体の代表者等に代理人を置いている場合の申請や届出の手続きについて定めてあるものでございます。

第14条、登録申請者の確認等ということで、町長は、第4条の申請、第9条第1項若しくは第2項の届出又は第11条の申請があったときは、当該申請等が適正であることを確認しなければならないということで、確認の項を書いております。

第15条、閲覧の禁止。町長は、印鑑登録票その他団体印鑑に関する書類を閲覧に供してはならないということで、これは、個人の印鑑登録と同様に閲覧が禁止されてあります。登録している本人が知らない間に他人の印鑑を作られ、悪用することが容易になるため、これは閲覧が禁止されているということでございます。

次のページをお願いいたします。

質問調査、第16条。町長は、団体印鑑の登録及び証明に関し、必要があると認めるときは、関係人に対し質問し、又は必要な事項について調査することができる。団体印鑑の登録につきまして、必要があれば関係者に質問や必要な事項について調査することができるという条項でございませう。

第17条、佐々町行政手続条例の適用除外。この条例の規定による処分については、佐々町行政手続条例（平成9年佐々町条例第13号）第2章及び第3章の規定は、適用しないということで、行政手続上に定められている不利益処分には適用しないということでございませう。基本的に印鑑等の抹消が、団体が解消したときは抹消が強制になりますけど、それは不利益処分には該当しないという項目でございませう。

第18条、委任。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとということで、9ページが施行規則で、この中で、印鑑登録に関する様式等を定めさせていただいております。9ページから16ページまで印鑑登録に係る様式となっております。

それでは、すみません、議案書のほうをお願いいたします。

佐々町認可地縁団体印鑑条例、1条から本文の18条までは、今、説明のときに朗読させていただきましたので割愛させていただきます。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上でございませう。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
これから質疑を行います。
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

1点だけですけれども、第7条の届出の変更についてなんですけれども、この手続きについては、町内会長が交代されたり、代表者の方が交代されたりということはあるんですけど、例えば認可地縁団体の事務所の所在地が変わると。通常、事務所というのはどういうところになるのかということもあわせて説明いただければと思います。

さらに、手続きの際の費用ですけれども、印鑑証明書の発行が必要となったときには、一定の経済的行為も伴うことも多いので幾分かということはあると思うんですけども、町内会長が交代したとか、そういう変更の際に費用が必要になるのか、届出について、そういったことも含めて少し説明いただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

まず、第7条の印鑑登録の中で、事務所が変更になったとき、事務所は大体どういうところを置きますかということでございますけど。まず、変更の手続きは、第6条のところでは第5号で認可地縁団体の事務所の所在地という部分がございますので、変更の場合、これを届けていただくという形になっております。その届けにより、印鑑登録の抹消に係るものを除き職権で修正しますので、届け出られて、それをうちのほうが修正するという形になろうかと思います。

事務所につきましては、特段どうこうと定めておりませんが、町内会の集会所とか、そういう場所を想定されております。また、基本的にはそういうところを想定しております。

手数料につきましてはですけど、修正の場合の手数料につきましては、当然、必要ございませんが、印鑑登録の証明書の発行につきましては、うちの手数料条例、また、すいません、ちょっと話が飛びますが、当然、認可地縁団体の、告示して、これが法人格を有します。法人の証明という形になりますので、そちらの証明、いわゆるこちらの認可地縁団体の法務局に登記する、自分たちが法人ですよという証明等につきましても、うちの手数料条例に基づいて調整するというので、金額が確か200円です。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

あわせて認可地縁団体がいわゆる法人ということになりますが、法人というふうになった場合、これは課税されるのか。要するに法人税対象になるのかということが一つと。

それから、今の、これは確認ですけど、いわゆる変更の届出については、15ページにある様式6号7条関係というふうに書いてありますけど、これでいいのか、それも含めて御説明ください。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

法人化することにより税金はどうかという御質問だと思います。

この辺も税務署等と協議を進めておりました、まずは、一般的なお話をちょっとさせていただきますと、法人税については、収益事業を実施する場合は税務署に届出と申告が必要になりますが、相談した結果、今回の大茂町内会につきましては収益的な事業はないということで判断がされております。

また、法人税となりますと、法人税の均等割についても発生してくるわけですが、これにつきましても、収益事業を実施していない認可地縁団体は、佐々町税条例の第51条第1項第5号による減免の対象になるのではないかとということで判断させていただいております。

あともう1点、様式ですね。ちょっとすいません、確認させてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（10時50分 休憩）

（10時51分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

時間を取らせまして申し訳ありません。

すみません、先ほどの様式につきましてですけど、資料の19ページにあります地方自治法施行規則に基づく告示事項、いわゆる第22条の3、この部分の変更の様式で届出という形になりまして、印鑑証明の登録の先ほどの部分ではございませんで、あくまでも団体の内容が変更になったということの届出が必要になるということでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに、質疑はありませんか。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

今、4番議員さんの質疑と討論の回答をして、私の考えといささか違うもんですから、本当にそうなのかと思って、ちょっと疑問が起こりまして。

8月26日、担当の委員会で条例等の提出がなかったもんですから、よくそれを見ないと分からないということ言うておりましたので質問させていただきます。

先ほどの消費税関係については、資料にある18ページ、消費税法第何条、何条、同表第3表、法人となる、そういうのを説明しないと理解できない。

私が心配しているのは、印鑑条例の手前の、町長が認可地縁団体と認可するその条例は必要ないんですか、規則はと言いたい。前回の委員会するときもそのように言ったもんですから、町長が認めれば、告示しなさいということは分かっておられると思うんですけど、いらぬのかというのを言いたいんです。ここで作っているのは、印鑑を発行するに当たっての条例、それは作らないんでいいんですか。作らないでいいと頷かれたんですけど、根拠をちょっと説明してください。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

先ほど御説明しましたが、17ページ、地方自治法に基づきましてこちらの部分は記載されております。その手続きにつきましては、地方自治法施行規則の中で地縁団体の申請によるということで整理させていただいております。

県内の自治体につきまして、その辺も調査させていただいておりますけど、県内の自治体、認可地縁団体が告示されていない自治体が多分県内では4自治体ございます。ほかの自治体につきましては、ちょっとあれですけど、これは別の自治体の分ですけど、地縁団体の法人化の手引とか、法人化のマニュアルという形を作られて、この中で整理されております。条例を制定されたというところは、県内はございません。基本的には、この地方自治法に基づいて認可地縁団体の手続きをやっていくというのが原則でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

そしたら条例は作らなくていいということは、マニュアルとか、それを作ってあるわけですけど、作ってなくて、この規則か何かをのっとって確認して認可していくという考えでおられるということで認識しておけばよろしいですね。それが1つ。

もう一つ、先ほど住所地のことを4番議員さんの中でありましたけど、住所というとは、その代表者となる方の住所という、私は定義を考えとったんですよ。印鑑証明は、今、ほかの一般の方が取っておられるのは、私の印鑑証明は集会所にします、そういうことはあり得ないと思うんです。代表者の住んでいるところが住所地という考えを私は持ったものですから、集会所にするとか、先ほどから、本来のあれと考え方、私と違うものですから、それは訂正されるべきじゃないかと思うんですけどね、いかがですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（10時55分 休憩）

（10時57分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、たびたび休憩しまして。

まず、住所の考え方です。これにつきましては、おっしゃるとおり、マニュアルでいけば規約の中にこうやって事務所の所在地は〇〇番地に置くという形で整理してあります。代表者の住所という形ではございません。

マニュアルは作成するかということで御質問をいただきましたけど、このような形でいろん

な疑義がございますので、これはしっかりマニュアル等を整理しながら進めていければということと考えております。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

全体的にはどのようにして処理していくのかと分からない段階で条例を出されても、非常に私も困るわけです。否決する気はないんですけど、やはり理解しないと、私がですね、責任を持って採決与えたかもんですから質問しているわけですので。

以上で、結構です。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第48号 佐々町認可地縁団体印鑑条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

- 日程第4 議案第49号 令和2年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第5 議案第50号 令和2年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第6 議案第51号 令和2年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第7 議案第52号 令和2年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第8 議案第53号 令和2年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第9 議案第54号 令和2年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第10 議案第55号 令和2年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —
- 日程第11 議案第56号 令和2年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第49号 令和2年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第5、議案第50号 令和2年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第6、議案第51号 令和2年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第7、議案第52号 令和2年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第8、議案第53号 令和2年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第9、議案第54号 令和2年度佐々

町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第10、議案第55号 令和2年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件、日程第11、議案第56号 令和2年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件。

お諮りします。以上、8議案を一括議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号から第56号までの8議案を一括議題とします。執行の決算説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（決算説明書 朗読）

以上が、一般会計、特別会計の決算説明書でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

令和2年度佐々町一般会計、特別会計決算、会計ごとに、町長がかがみの朗読を、各課長は実質収支に関する調書を朗読、水道事業と公共下水道事業については、それぞれの報告書を朗読してください。

それでは、日程第4．議案第49号令和2年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第49号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

1 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。一般会計。

1、歳入総額、金額97億6,026万3,000円。2、歳出総額、金額93億7,087万9,000円。3、歳入歳出差引額3億8,938万4,000円。4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費通次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額1億1,239万円、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計1億1,239万円。5、実質収支額2億7,699万4,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
これから質疑を行います。
しばらく休憩します。

（11時15分 休憩）

（11時16分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第49号 令和2年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号 令和2年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

25分までしばらく休憩とします。

（11時16分 休憩）

（11時24分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第5、議案第50号 令和2年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第50号 朗読）

中身につきしては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）
1ページを御覧ください。
実質収支に関する調書。国民健康保険特別会計。

1、歳入総額、金額14億5,766万円。2、歳出総額、金額14億2,482万9,000円。3、歳入歳出差引額、金額3,283万1,000円。4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額ゼロ円、（3）事故繰越額ゼロ円、計、すべてゼロ円です。5、実質収支額、計3,283万1,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第50号 令和2年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号 令和2年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、議案第51号 令和2年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第51号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません、1ページを御覧いただければと思います。

実質収支に関する調書。介護保険特別会計（保険事業勘定）。

1、歳入総額、金額12億2,474万5,000円。2、歳出総額、金額11億9,082万5,000円。3、歳入歳出差引額、金額3,392万円。4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額ゼロ、（3）事故繰越額ゼロ、計ゼロです。5、実質収支額、3,392万円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロでございます。

すいません、それから28ページを御覧ください。

実質収支に関する調書。介護保険特別会計（サービス事業勘定）。

1、歳入総額、金額361万4,000円。2、歳出総額、金額274万円。3、歳入歳出差引額、金額87万4,000円。4、翌年度へ繰越すべき財源、継続費通次繰越額ゼロ、繰越明許費繰越額ゼロ、事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。5、実質収支額、計87万4,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第51号 令和2年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号 令和2年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託いたしました。

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第7、議案第52号 令和2年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第52号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

保険環境課長。1ページを開けてください。

実質収支に関する調書。後期高齢者医療特別会計。

1、歳入総額、金額1億6,280万2,000円。2、歳出総額、金額1億6,273万7,000円。3、歳入歳出差引額、金額6万5,000円。4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費通次繰越額ゼロ円、（2）繰越明許費繰越額ゼロ円、（3）事故繰越繰越額ゼロ円、計ゼロ円。5、実質収支額、6万5,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、ゼロ円。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第52号 令和2年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号 令和2年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

議 長（淡田 邦夫 君）
日程第8、議案第53号 令和2年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第53号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

1ページを御覧ください。

実質収支に関する調書。国民健康保険診療所特別会計。

1、歳入総額、金額999万5,000円。2、歳出総額、金額861万5,000円。3、歳入歳出差引額、計138万円。4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費繰次繰越額ゼロ円、（2）繰越明許費繰越額ゼロ円、（3）事故繰越繰越額ゼロ円、計ゼロ円。5、実質収支額、138万円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第53号 令和2年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号 令和2年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第9、議案第54号 令和2年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第54号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

1ページをお開きください。

実質収支に関する調書。農業集落排水事業特別会計。

1、歳入総額、金額2,312万5,000円。2、歳出総額、金額2,110万7,000円。3、歳入歳出差引額、金額201万8,000円。4、翌年度へ繰越すべき財源、いずれもゼロでございます。5、実質収支額、201万8,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第54号 令和2年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号 令和2年度佐々町農業集落排水事業特別会計

歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第10、議案第55号 令和2年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第55号 朗読）

水道課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

11ページをお開きください。

令和2年度佐々町水道事業報告書。

1、概要。（1）総括事項。

給水の状況。本年度末の給水人口は、1万3,984人で、前年度に比べ16人の減少、給水件数は6,326件で84件の増加となりました。また、有収水量については207万8,246立米で、5万9,695立米減少しました。有収率は87.5%で、前年度と比較し1.8%改善しました。

建設改良事業の状況。主な建設改良事業は、令和元年度からの繰越事業として、中央配水池送配水管分離更新工事（1工区）、町道芳ノ浦線支-3配水管更新工事（その2）ほか1件の工事を行いました。また、浄水場、配水池、ポンプ所の整備として、1号沈殿池流入流量計更新工事ほか6件、配水管の更新事業として、妙見橋橋梁添架配水管更新工事ほか5件を実施しました。

なお、1号ろ過池設備（7・8池）更新工事については、令和3年度へ繰り越すこととしました。

財政の状況。収益的収支（税抜）については、給水収益が3億2,854万3,460円で、前年度と比較して980万3,721円減収し、営業収益全体においても968万3,318円の減収となりました。

主な要因としては、営業用、小浦工業団地及び官公庁学校の使用水量の減によるものです。営業費用は2億3,605万6,743円で、前年度と比較して155万6,450円の増加となりました。内訳としては、原水及び浄水費で793万4,032円減額、配水及び給水費で570万2,968円増額、総係費で790万420円増額、その他営業費用で411万2,906円の減額となりました。その結果、令和2年度の純利益は9,329万1,613円となり、前年度と比較して3,468万629円の減益となりました。

資本的収支については、収入として佐世保西消防署消火栓新設工事負担金39万3,000円を受け入れ、企業債1億5,310万円を借入れました。支出においては、建設改良費3億3,093万542円、企業債償還金4,963万7,931円を支出しました。その結果、当年度資本的収支は2億2,707万5,473円の資金不足を生じました。その不足額2億2,707万5,473円は、過年度分損益勘定留保資金1億7,306万1,210円、減債積立金2,400万円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,001万4,263円にて補填しました。

まとめ。全国的には少子高齢化、節水機器の普及等により水需要が減少し、給水収入が減少

する傾向にあります。本町においては、令和2年度の給水人口はほぼ横ばいで、給水件数は増加、一般家庭の使用水量もわずかに増加しています。しかしコロナ禍で、営業用、小浦工業団地及び官公庁学校の使用水量が減少したことにより、給水収入は減収となっています。施設・設備については、老朽化した施設の耐震化を含めた改良更新などの投資事業を今後も実施する必要があります。

よって、今後の事業経営にあたっては、平成28年度に策定した経営戦略の見直しを行うとともに、平成29年度に策定した佐々町水道事業更新計画をもとに、計画的、効率的な経営に取り組んでいきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第55号 令和2年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 令和2年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第11、議案第56号 令和2年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第56号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

11ページをお開きください。

令和2年度佐々町公共下水道事業報告書。

1、概要。（1）総括事項。

業務の状況。本年度末の水洗化人口は1万1,063人で、前年度に比べ61人の増加、水洗化戸数は4,676件で120件の増加となりました。また、有収水量については164万2,946立米となりまし

た。水洗化率は86.22%で、前年度と比較し0.53%わずかに改善しました。

建設改良事業の状況。主な建設改良事業は、令和元年度からの繰越事業として、小浦雨水ポンプ場長寿命化改築工事委託及び角山地区舗装復旧工事を行いました。また、し尿等前処理施設の供用開始に向けて、し尿等前処理施設基本・実施設計業務委託を行いました。その他、農業集落排水と公共下水道の統合を目的とした汚水管接続工事、佐々浄化管理センター内の機械装置の改良工事、取付管の設置工事等を行いました。

財政の状況。収益的収支（税抜）については、下水道使用料が2億5,658万8,262円で、営業収益全体では3億5,793万1,562円となりました。営業費用は6億8,593万6,894円で、内訳としては、管渠費で1,020万7,720円、汚水ポンプ場費で2,079万2,800円、雨水ポンプ場費で980万1,231円、処理場費で1億3,131万2,768円、総係費で2,135万9,943円、その他営業費用で4億9,246万2,432円となりました。その結果、令和2年度の純利益は1億205万7,540円となりました。

資本的収支については、1億9,493万8,240円を受け入れ、支出においては建設改良費2億4,005万1,300円、企業債償還金3億3,957万8,618円を支出しました。その結果、当年度資本的収支は3億8,469万1,678円の資金不足を生じました。その不足額3億8,469万1,678円は、当年度分損益勘定留保資金2億3,146万3,520円、引継金9,731万9,923円、当年度未処分利益剰余金3,373万4,986円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,217万3,249円にて補填しました。

なお、一般会計からの繰入金としては、汚水事業で2億4,220万6,000円、雨水事業で1億111万円、計3億4,331万6,000円受入れました。

まとめ。下水道事業は、令和元年度までは法非適用の会計でしたが、本年度より企業会計へ移行し、今後は資産の状況や適正な使用料を把握するよう努めます。

また、安定した経営を行うためには使用料収入の増加は不可欠であり、下水道への加入促進及び下水道使用料の改定に向けた取り組みが必要となります。

よって、平成28年度に策定した経営戦略の見直しを行うとともに、老朽化する施設に対してもストックマネジメント計画を基に改築更新を行い、持続可能で安定的な経営を図っていきたいと考えます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第56号 令和2年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 令和2年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託されました。

— 日程第12 議案第57号 令和3年度佐々町一般会計補正予算（第9号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第12、議案第57号 令和3年度佐々町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第57号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

1 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。9款地方特例交付金、補正額、減額123万2,000円、計2,876万4,000円、1項地方特例交付金、補正額、減額123万2,000円、計1,626万4,000円。

10款地方交付税、補正額1億6,529万4,000円、計17億2,929万4,000円、1項地方交付税、補正額、計とも同額です。

12款分担金及び負担金、補正額12万1,000円、計5,159万4,000円、1項負担金、補正額、計とも同額です。

14款国庫支出金、補正額1,297万7,000円、計8億7,902万6,000円、1項国庫負担金、補正額150万円、計7億488万1,000円、2項国庫補助金、補正額1,147万7,000円、計1億7,110万2,000円。

15款県支出金、補正額1,271万5,000円、計6億7,925万9,000円、1項県負担金、補正額75万円、計3億4,997万2,000円、2項県補助金、補正額1,196万5,000円、計2億8,751万4,000円。

17款寄附金、補正額730万円、計1,630万2,000円、1項寄附金、補正額、計とも同額です。

18款繰入金、補正額2,707万3,000円、計3億7,702万3,000円、1項基金繰入金、補正額、計とも同額です。

19款繰越金、補正額2億1,699万3,000円、計2億7,699万3,000円、1項繰越金、補正額、計とも同額です。

20款諸収入、補正額887万4,000円、計1億5,199万9,000円、4項雑入、補正額887万4,000円、計1億74万3,000円。

21款町債、補正額4,140万円、計5億1,570万円、1項町債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額4億9,151万5,000円、計67億6,505万円。

2 ページをお願いいたします。

歳出。

1款議会費、補正額25万1,000円、計7,397万3,000円、1項議会費、補正額、計とも同額です。

2款総務費、補正額5,215万5,000円、計7億4,296万3,000円、1項総務管理費、補正額5,513万9,000円、計5億9,005万4,000円、2項徴税費、補正額、減額200万5,000円、計7,099万8,000

円、3項戸籍住民基本台帳費、補正額、減額97万9,000円、計4,738万6,000円。

3款民生費、補正額505万9,000円、計20億201万5,000円、1項社会福祉費、補正額、減額14万9,000円、計8億282万8,000円、2項児童福祉費、補正額520万8,000円、計11億9,898万7,000円。

4款衛生費、補正額620万5,000円、計7億7,222万4,000円、1項保健衛生費、補正額668万5,000円、計4億2,425万1,000円、2項清掃費、補正額、減額38万5,000円、計3億4,145万4,000円。

3項診療所費、補正額、減額9万5,000円、計651万9,000円。

6款農林水産業費、補正額2,213万6,000円、計3億1,889万1,000円、1項農業費、補正額1,743万6,000円、計3億865万9,000円、2項林業費、補正額470万円、計1,003万2,000円。

7款商工費、補正額、減額360万3,000円、計2億1,626万5,000円、1項商工費、補正額、計とも同額です。

8款土木費、補正額8,957万6,000円、計8億4,358万9,000円、1項土木管理費、補正額94万5,000円、計9,175万9,000円、2項道路橋梁費、補正額6,020万9,000円、計2億31万3,000円。

3款河川費、補正額1,980万円、計5,423万1,000円、5項都市計画費、補正額827万3,000円、計4億4,217万6,000円、6項住宅費、補正額34万9,000円、計5,340万円。

3ページお願いいたします。

9款消防費、補正額、減額210万6,000円、計2億782万4,000円、1項消防費、補正額、計とも同額です。

10款教育費、補正額6,265万4,000円、計6億8,788万5,000円、1項教育総務費、補正額105万2,000円、計1億2,563万7,000円、2項小学校費、補正額3,013万8,000円、計1億7,075万2,000円、3項中学校費、補正額1,142万7,000円、計9,900万5,000円、5項社会教育費、補正額1,515万2,000円、計1億3,265万5,000円、6項保健体育費、補正額488万5,000円、計3,947万8,000円。

13款諸支出金、補正額3億918万8,000円、計3億3,802万7,000円、1項基金費、補正額、計とも同額です。

14款予備費、補正額、減額5,000万円、計1,096万8,000円、1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額4億9,151万5,000円、計67億6,505万円。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩とします。

（12時00分 休憩）

（13時00分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正。追加。

事項、口石学童保育施設リース料。期間、令和3年度から令和18年度まで。限度額8,280万円。これにつきましては、現在、学童保育で利用している口石小学校の特別教室を普通教室へと増設改修に伴いまして、現在、その学童保育の利用の児童の預かり場所を確保するためにリース

にて学童保育施設のリースを行うものでございます。

続きまして、事項、株式会社日本政策金融公庫（以下「甲」という。）が、公益社団法人長崎県林業公社（以下「乙」という。）に利用間伐推進資金、金1,100万円を貸し付けたことについて、甲が損失を受け、かつ長崎県（以下「丙」という。）が甲に対し、その損失を補償して損失を受けたとき、佐々町は丙にその損失の一部を補償する。期間、令和3年度から令和14年度まで。限度額、令和3年度において乙が甲より借り入れた利用間伐推進資金について、丙が甲との間になした損失補償契約に基づく丙の損失額に2万分の182を乗じた額。

続いて、事項、電子黒板リース料（口石小学校）。期間、令和3年度から令和8年度まで。限度額、160万円。

事項、校内情報ネットワークシステムリース料（口石小学校）。期間、令和3年度から令和6年度まで。限度額160万円。この2つにつきましても、普通教室、口石小学校普通教室の増設に伴うリースでございます。

続いて、5ページをお願いいたします。

第3表地方債補正。

追加。起債の目的、緊急浚渫推進事業債、浚渫推進事業（河川事業）、限度額900万円。

起債の目的、学校教育施設等整備事業債、中学校トイレ改修事業、限度額390万円。

起債の目的、緊急防災・減災事業債、文化会館非常用自家発電機更新事業、限度額1,200万円。

起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

1つ目の河川事業浚渫推進事業の河川事業につきましては、江里川、高岩川支流、木場川の浚渫の事業の分でございます。

続いて、変更。起債の目的、臨時財政対策債。補正前限度額2億7,000万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。補正後限度額、2億6,480万円。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。

続いて、起債の目的、公共施設等適正管理推進事業債、市町村役場機能緊急保全事業。補正前限度額4,560万円。補正後限度額4,690万円。

起債の目的、一般補助施設整備等事業債、農業水路等長寿命化・防災減災事業。補正前限度額3,660万円。補正後限度額3,900万円。これについては、大新田排水機場の補修の分でございます。

続いて、起債の目的、公共施設等適正管理推進事業債、長寿命化事業（道路舗装補修）。補正前限度額2,340万円、補正後限度額4,140万円、この長寿命化事業の道路舗装補修については、木場線、小春露切橋線、美渡世越線、並びに中央海岸線ほか2路線のたわみ量調査の分でございます。

6ページ、7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては割愛をさせていただきます。

今回の補正につきましては、歳入の主なものとしましては、普通交付税、前年度の繰越金、並びに投資的事業に伴う国庫補助金及び町債でございます。歳出につきましては、肉付け予算、7月補正の肉付け予算に続きまして、今回も肉付け予算を計上をいたしております。投資的事業については、約1億6,000万円を計上をさせていただいております。また、前年度の国県支出

金の返還金等を計上をさせていただいております。

それでは、企画財政課分ということで、8ページをお願いいたします。

8ページ、2段目でございます。普通交付税1億6,529万4,000円の増額補正をさせていただいております。令和3年度の交付決定額については、16億4,929万4,000円、前年度から約6億円の増となっております。これについては、需要額が8,800万円程度の増でございましたけれども、基準財政収入額、これが法人税割の減などに伴いまして、5億1,700万円の減額となっております。そのため、対前年度約6億円の増となっております。

続いて、10ページをお願いいたします。

10ページ、一番下段でございます。ふるさと応援寄附金730万円を計上させていただいております。これにつきましては、先月の8月にテレビ番組のほうで、本町がふるさとの納税の返礼品として取り扱っている商品がテレビ番組で取り上げられたことに伴いまして、多くの寄附の申出がっております。その分の寄附への分を見込んで計上をさせていただいております。

それから、11ページをお願いいたします。

基金繰入金の7目のふるさと応援基金繰入金、これにつきましては、教育環境の充実に関する事業ということで、口石小学校の普通教室の増設事業へ充当を行うこととして計上をさせていただいております。

その下の環境整備協力費基金繰入金でございますけれども、こちらはポートルースチケットショップ長崎佐々周辺の環境整備に要する財源として町道美渡世越線の舗装補修事業へ充当を行うこととして計上をさせていただいております。

12ページをお願いいたします。

雑入の上から2つ目でございます。市町振興共同事業助成金（定住促進支援事業）100万円でございますけれども、これは、市町村振興協会からの助成金でございます。今回、歳出のほうで計上をさせていただいている子育て世帯移住支援補助金への充当ということで、2分の1の助成、上限が100万円ということで、今回、計上をさせていただいております。

それから、16ページをお願いいたします。6目の企画費、18節の負担金、補助及び交付金250万円、子育て世帯移住支援補助金でございます。こちらについては、県外から佐々町に移住する子育て世帯を対象に移住支援金を支給するものでございます。1世帯50万円の5世帯分を見込み計上をしております。

5年以上の佐々町に継続して居住する意思があるということで、条件にさせていただいております。さきの委員会でも御意見をいただいた中で、改めて検討させていただきまして、この5年以内の転出をした場合には、居住年数に応じて減算をするというもので今回考えております。

例えば、1年を越え2年未満の転出ならば40万円の返還、4年を越え5年未満であれば10万円の返還ということでさせていただいております。

ただ、これは、雇用企業の倒産とか災害、その他やむを得ない事情の場合は、この返還を求めるものはないということで考えております。

それから、ページを飛びまして、40ページをお願いいたします。基金の積立金でございます。

1目の財政調整基金費でございますけれども、金額は3億436万9,000円、これは2年度からの実質収支2億7,699万4,000円の2分の1以上の金額、それとプラスして、今後の財政需要に備えるために今回3億436万9,000円の積立てをさせていただいております。

補正後の予算の残高としましては、8億8,513万9,000円、8億8,513万9,000円を見込んでおります。

企画財政課からは以上です。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

各課長から説明があれば許可します。
保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

すみません、歳入のほうから新規で上げた分がございまして、9ページでございまして。

14款2項の3目衛生費国庫補助金でございまして。この右側のほうに説明欄がございまして、ここ4項目ございまして。予防接種法に基づく定期接種（ロタウイルスワクチン）に係るマイナンバー情報連携体制整備事業費補助金、それから新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく住民接種に係る自治体予防接種台帳システム改修事業費補助金、それから健（検）診結果等の方式の標準化事業費補助金、それから健（検）診情報連携システム整備事業費補助金。いずれにおきましても、国の補助金のほうが、交付要綱が3月、ことしの3月に制定されまして、ことしの4月に各自治体のほうに通知がまいったものでございまして。

歳出におきましては、電子計算費のほうで当初予算のほうで概算で組んでおりましたが、歳入が4月になってからということでございまして、骨格予算の関連もありまして9月の補正で上げさせていただいたものです。

中身につきましては、まず1項目のロタウイルスワクチンの関係なんですけれども、これにつきましては、重症胃腸炎の予防のために、生後14週6日までのお子さんを対象に、予防接種法に基づく定期接種が行われておりますけれども、市町村間で接種記録に関する特定個人情報を厳粛かつ正確に連携できるように、システム化により個人の予防接種歴を確認できる仕組みを構築ということで、国が3分の2、市町村が3分の1の補助金でございまして。

それから、2つ目の新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づくものでございまして、これにつきましては、新型コロナウイルス特別措置法に基づいて予防接種を適切に行えるよう、接種情報についてはマイナンバー制度等を利用し、市町村間で確認できる仕組みを構築するものということで、これにつきましては、補助率が国は3分の2、市町村が3分の1というものです。

それから、3つ目の健診結果等の方式の標準化事業費補助金でございまして、これが健康診査の実施機関から提出される健康診査等の結果を、自治体が標準的な電子記録の形式で受け取ることができるようシステムを構築するものということで、補助率が国が2分の1、市町村が2分の1というものです。

それから、最後の健診情報連携システム整備事業費補助金、これにつきましては、健診の情報についてマイナンバーを活用し、市町村間での情報連携を開始するためのシステムを構築するものということで、補助率、国が3分の2、自治体が3分の1のものでございまして。

それから、歳出でございまして、20ページから21ページにかけて、諸費で組んでおります、前年度、令和2年度からの償還金でございまして、これにつきましては、決算審査の折に事業の内容及び内容につきましては、予算の内容につきましては、説明をいたすところではございまして、一番最終分の保険環境課分野におきましては、21ページの中ほどに、令和2年度長崎県健康増進事業費補助金返還金、これが一番大きい40万円の返還金でございまして、この分につきましては、健康教室、あるいは健康診査ということで実施を予定しておりましたが、コロナの状況によりまして、調理実習とか歯周病疾患検診とか、そういったものの事業ができなかったことにより、返還が生じたものでございまして。1つの例として、すみません、今回説明させていただきます。

それから、26ページでございまして。衛生費、保健衛生総務費の1目保健衛生総務費の中の7節報償費、それから10節の需用費でございまして、新型コロナウイルスワクチン集団接種にかかる謝礼品代、それから3万3,000円の消耗品代。これにつきましては、ことし、今年度、熱心

に取り組んでいただきました町内の医師、町内外の医師の方に対しまして、御協力いただいたお医者さんに対しまして、感謝状と謝礼品を贈呈したいというふうに考えておりますので、今回、新規で上げさせていただいております。12名の方が対象と考えております。

それから、26ページの6目健康相談センター施設管理費の中の11節役務費から次のページ、17節の備品購入費、公用車購入費を計上させていただいております。これにつきましては、軽自動車2台分でございます。現在使用しております1台につきましては、平成13年度に購入し、ことしで20年を経過しております。故障も多く、維持費がかさんでおりまして、購入にいたったものでございます。

それから、重なるようで2台目でございますけれども、もう一台は、平成27年度から地域おこし協力隊が使っていた車両を、軽自動車ですけれども、平成30年度に健康相談センターのほう譲り受けておりまして、令和3年度までリースを継続して、支払総額が250万円にいたることが予定されております。

今回、月額、現在3万2,000円ほど納めておるわけでございますけれども、財政上考えた場合に、購入したほうがいだろうということで、今回、重なったものではございますが、2台を購入させていただきたいというふうに考えております。

妊婦とか産後の赤ちゃんへの全戸訪問、それから精神保健事業、ワクチン配送、それから役場の往来、医療機関、特に医師との協議等、車両の使用件数が多いものでございますので、是非ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

4ページをお開きいただければと思います。

一番上の口石学童保育施設リース料ということでございます。期間は令和3年度から令和18年度までの16年間ということになります。これにつきましては、令和4年度から15年間の施設のリースということで計上をさせていただいております。

限度額につきましては、債務負担行為額8,280万円ということですが、15年間のリース料ということで、年額リース料552万円を上限額として計上をさせていただいております。

今回のこの学童保育館の整備につきましては、総務厚生委員会と産業建設文教委員会において説明をさせていただいたところではございますけれども、その時点では、事業費の算定もまだうまく整理ができておらず、また計画の詳細もその時点では間に合っていなかったものですから、具体的な説明ができなかったところでございます。また、調査ができないというふうな御指摘もいただいたところで、大変申し訳ございません。

先ほど、企画財政課長のほうから話がありましたように、口石小学校のほうの多目的教室を普通教室に切り替えるという整備の関係上、新たに学童保育の場所を確保するというのが今回の事業ということでございます。

少し説明をさせていただきますと、今回、来年の春まで、いわゆる今年度末までに完了し、来年の4月からは供用開始をするということになりますので、冒頭の委員長報告の中でも御報告いただいたところではありますけれども、財源の問題であるとか、その期間の問題であるとかということを含めて検討させていただきました。

通常は設計を発注し、その後に工事を発注するというのが通常の方法でございますけれども、その方法では10月からの約半年間という期間では、年度内の完成が非常に難しいというふうなこと、であれば、設計と施工を一括して発注するという方法があるということで、それならば

期間的には何とか間に合うだろうというふうなことで、後は財源等をどういうふうに検討するかというふうなところで、財源について町単独で施設を整備した場合には、国県の補助金がないということから、リース事業というふうになったわけですが、このリースの要件というのが、所有権が町に移転しない賃貸借方式、いわゆる、通常リース物件はリース期間が満了すると町のほうに所有権が譲渡されるというふうなことになるケースが大半かとは思いますが、そうではなく、リース期間が満了後にはそこで終わりというふうな形で、所有権が町には移転しないという方法であれば、国3分の1、県3分の1の、いわゆる3分の2の補助金があるというふうなことをございました。それで、今回、このような形で、リース事業で計画をし、計上をさせていただいたところをございます。

規模につきましては、委員会の折には1階部分が既存の施設と同様に、駐車場になるような構造で説明をさせていただいておりましたけれども、今回算定をしていく中で、また、御説明申し上げますように、リース物件というふうな形でもございまして、なるべくコストを抑えるというふうな形で内部でも協議をさせていただきながら、今回は、今の既存の建物の横に平屋で90人の預かりが可能となるような規模、おおむね200平米程度ということになりますけれども、その施設の整備を計画をさせていただいたところをございます。

以上でございますけれども、今後は委員会等で説明をする際には、もう少し詰めた形で説明ができるように、こういった急な対応とならないように、事務を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、24ページを御覧いただければと思います。

24ページの上段に、4目福祉センター施設管理費がございまして、14節の工事請負費100万円計上させていただいておりますけれども、福祉センターのところに外灯がありましたけれども、老朽化で撤去しておりました、その部分につきまして、2灯のみ今回設置をするというところでの予算を計上をさせていただいたところをございます。

それから、下半分のところの1目の児童福祉総務費の子ども・子育て会議でございまして、これまで一般質問等でもいただいておりますけれども、公立保育所の今後の在り方であるとか、0-2歳児保育にかかる、0-2歳児にかかる保育料の負担軽減の問題であるとか、こういったところについての意見を幅広く聞こうということで、子ども・子育て会議の開催にかかる経費を計上させていただいているところをございます。

それから、その下の3目児童福祉施設費のところですが、10節の需用費の50万円とページをめくっていただきました18節の負担金、補助及び交付金の説明欄の2行目ですが、この100万円ということで、新型コロナウイルス感染症対策の支援事業ということでございまして、2分の1の補助金として県からまいりますので、そこに合わせて、今回、感染症対策で非常勤職員の雇用を行ったであるとか、新たに手当等を行ったとか、必要な物品等の購入が出てくるとか、そういったことに対する新たな県の補助金ということで今回予算を計上させていただいております。

事業費50万円ということではございまして、私立保育園、町内3園ございまして、1園からはその補助は辞退しますということで言われておりますので、2園分だけ18節のほうを計上させていただいて、10節のほうは町内の保育園、その町立の保育園の分を計上させていただいているところをございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

32ページをお願いします。

8款2項2目道路新設改良費でございます。12節委託料についてですが、町道改良工事調査測量設計業務委託料について、町道3路線の舗装補修に向けた調査、それと町道1路線の改良工事にかかる測量設計業務を予定しております。

次に、14節工事請負費です。主なものとしまして、起債事業によりますところの3件の舗装補修工事、単独事業としまして1件の路肩改良工事、それと4件の路肩伐採工事を予定しております。

次に、16節公有財産購入費です。町道中央海岸線及び町道木場線におきまして、道路構造物の民地への越境が確認されております。そのことから、この越境部分の用地の購入を行うものでございます。

次に、下の段です。8款3項1目河川総務費12節委託料でございます。1,000年確率の想定最大規模の浸水想定区域を示したハザードマップの作成を予定しております。本件につきましては2分の1の国庫補助事業となっておりますので、9ページのほうに歳入のほうの受入れを計上させていただいております。

それから、2目河川改良費14節工事請負費です。令和2年度から年次計画的に実施しております、起債事業によります河川の伐採浚渫工事を予定しております。今回は3河川を予定しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛 君）

29ページをお願いいたします。

6目の農業生産総合対策事業費の7報償費でございます。この報償費につきましては、今回、シカの報奨金の変更を予定させていただきまして、今現在、2,000円、1頭2,000円という報奨金をイノシシと同様額の7,500円に予定をさせていただいております。5頭分の2万8,000円。この説明に、アライグマ等捕獲報奨金とございますが、この説明の中でシカの報奨金も計上させていただく予定といたしております。

それから、8目の農地費でございます。10の需用費の中の修繕料でございますけれども、この修繕料につきましては、大新田の排水機場の補機の補修を予定させていただいております。本来であればこの補機の補修につきましては、令和4年度事業で予定をさせていただいておりますけれども、県の追加割当がございまして、令和3年に前倒しをしまして、今回計上をさせていただきます。

それから、同じく農地費の14工事請負費、農道・耕作道路改良維持補修工事でございます。これにつきましては、農道3路線の路肩の伐採を予定をさせていただいております。

それから、30ページの真ん中でございますが、2目の林業振興費、14工事請負費の林道改良維持補修工事でございます。これにつきましては、林道の3路線の路肩伐採を予定をさせていただいております。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、4ページからお願いいたします。

電子黒板リース料口石小学校分と、それからその下の校内情報ネットワークシステムリース料の分でございます。こちらは、先ほどからもお話させていただいておりますとおり、口石小学校の教室増設に伴いまして、必要な電子機器等の備品をリースで整備させていただきたいというものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

雑入の一番最後になります。建物災害共済金でございます。こちらについては、今年の台風で破損いたしました公民館の外壁、それからサンビレッジの屋根、それから南部地区体育館の屋根の改修の共済金でございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

教育費、事務局費でございます。一番下になりますが、羽ばたけ若者人材育成奨学金の補助金でございます。こちらは、前年度同額ではございますが、計上をさせていただいているところでございます。

次のページ、お願いいたします。佐々小学校の管理費のところ、役員費、通信運搬費6万4,000円、それからインターネット機器設定変更手数料、その下のインターネット回線配線手数料の3つがございますが、こちらは昨日も御説明をさせていただいたところですが、タブレット等、学校のほうでタブレット等を数クラス150台から約200台を同時に接続いたしますと、タブレットが固まってしまうという状況がございまして、その分それを改善するために1回線を増設させていただきたいというものでございます。

3校とも同様に計上をさせていただいているところで。

続きまして、その下の佐々小学校教育振興費の修学旅行キャンセル料補助金コロナ対策分でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴いまして、修学旅行をやむを得ずキャンセル、また延期した場合に補助金として保護者の方へお出しするものでございます。こちら3校同様に計上させてもらっております。

続きまして、その下の口石小学校の管理費の分でございます。11節の役員費の下の段、校内シャッター調整等手数料、それから工事費のところ、校舎外庇等設置工事がございまして、こちらにつきましては、校舎の1階、グラウンド側になりますが、そちらのほうに1階のトイレがございまして、社会教育の社会体育のほうの団体等が使用するためにということで、そちらのほうを開放するというので、入り口にひさし、それから外灯を設置させていただきたいというものでございます。

それから、シャッターにつきましては、校舎の奥に行けないようにということでシャッターがありますので、その稼働の調整等を行いたいというものでございます。

次のページ、お願いいたします。教室の増設、多目的室改修工事、一番右上になりますが、こちらは口石小学校児童生徒の見込みが昨年から増えたということで、校舎3階の多目的室を改修いたしまして、教室を3教室増設したいというものでございます。これに伴いまして、多目的室を学童保育等で利用しておりましたので、学童保育館を新設する必要があるというふうになってまいりまして、急きょ出てきた案件でございまして、大変申し訳ございませんでした。

次に、備品購入のところがございますが、こちらは教室増設に関するものでございます。

次のページ、38ページのほうをお願いいたします。

中学校費のほうで、トイレの改修工事が上がってございます。こちら昨年度の中学校のトイレの洋式化を行ったところですが、施工できなかった箇所がございまして、そちらについて補助事業として採択が本年度ございましたので、それで行わせていただきたいというふうに思っております。

歳入につきましては、起債のほうを13ページ、それから国の補助のほうで9ページのほうに計上させてもらっております。

その段の一番下のほうをお願いいたします。公民館になりますが、調理実習室のエアコン取替工事ということで、経年劣化に伴いまして20年以上のを使っておりまして、そちらのほうを工事費として上げさせてもらっております。

次のページをお願いいたします。文化会館費になります。こちらが工事請負費ですけど、非常用発電機の更新工事になります。こちらにつきましても、経年劣化に伴いまして、昭和59年の開館から使っておるものでございますが、今、手動の不具合が発生しておりまして、消防署からのほうから指導がありまして、更新が必要と言われております。その分で工事のほうをさせていただきたいと思っております。こちらは消防設備を作動させるための自家発電になります。

最後ですが、体育施設費のほうをお願いいたします。修繕料については、こちらが平成10年の開所からですね、サン・ビレッジグラウンドの正面のコインタイマーの部分がちょっと壊れておりますので、修繕をさせていただきたい。

それから、最後、委託のところになりますが、町民体育館外壁改修の実施設計の委託料でございます。こちら平成2年度に外壁全体、それから平成9年に南側のほうもしてきたところでですけど、経年劣化によりまして塗装のはがれ、ひび割れ等が発生してきておりますので、こちらの設計のほうをまずさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

15ページをお願いいたします。

全体にわたるものでございますけど、17節備品購入費で公用車のドライブレコーダーということで、3万9,000円ここで上げておりますけど、これ1台分になります。さきの議会のほうで、公用車のほうにドライブレコーダーを付けてはどうかという御意見いただきましたので、全車両につきましてちょっと調査いたしまして、現在、43台車両がございますけど、特殊車両とか道路に出ない部分もございますんで、それを引きますと、それとあとリース等の車両もございまして、最終的には22台、ドライブレコーダーが付いてございません。

今回、公用車の購入も入っていましたんで、そちらのほうも抜かせていただいております。廃車予定ということですね、抜かせていただいております。

一般会計のほうが全体で20台、水道と下水道のほうで各1台、ドライブレコーダーを設置し、公用車の管理に努めたいと思っております。

性能でございますけど、常時録画で62分、62分たったら1分消して1分つくという感じで、62分までさかのぼって、画像はハイビジョンで撮られているというパターンでございます。

それと、衝撃、イベント録画としまして、車に衝撃、急ブレーキ踏んだときに17分の撮影可能という機種を今のところ入れようということで考えております。

続きまして、3目の財産管理費でございます。12節委託料ということで、町有地不動産鑑定評価業務委託料ということで、こちらにつきましましては、旧国鉄の臼ノ浦線の用地の一部を売却する予定でございますんで、その用地売却価格を出すというものでございます。

16ページにいきまして、電子計算費、12節の委託料で750万円ほど上げておりますが、ソフトメンテナンス委託料につきましましては、先ほど保険環境課長のほうから御説明がありましたので、その下の次期ネットワーク・サーバシステム設計業務委託料でございます。こちらにつきまし

ては、現在、ネットワーク・サーバシステムを新庁舎移転に伴いまして、更新するために構成仕様書を事前に設計して、実施設計に反映させるところがあれば、そこを反映させていきたいということで、現行が、現行のリース期間が、ファイルサーバーが平成30年から令和5年の9月30日まで、現行の端末ですね、各職員の机にあるパソコンですけど、こちらの部分が令和6年1月10日までのリース期間となっておりますので、庁舎建設に合わせながら、1年再リース等を検討しながら、そこに合わせていきたいということで考えて設計を行うものでございます。

すみません、飛びまして34ページをお願いいたします。

3目の消防施設費でございます。こちらも12節委託料ということで、不動産鑑定評価の業務委託料を組んでおります。第5分団の詰所建替えに伴いまして、現状地では地盤が悪いということで、建替え、場所を移しての建替えを検討しております。その用地の不動産鑑定評価の委託料を組ませていただいております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにはないようですので、これから質疑を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

皆さん、言われると思って待っておりましたが、私が最後の質問だろうかと思いましたが、いろいろあるんですけど、先ほどから各項目の備品購入費に、ドライブレコーダー3万9,000円ですか、するとなりましたけれども、総務課のほうでまとめて入札か何かなさっているのかどうか、そこら辺の考え方と。62分ですか、あとは消えていくということなんですけども、要するに事故等のチェックだけでほかの利用には使わないという考えから導入されるということなんでしょうか。普通やったら職員のこう走って行って、喫茶店に止まったり、失礼ですけどね、そういう都会はあるかもしれませんが、そこら辺までチェックするように、どなたかが、総務課が確認さすのかなと思って、一つは考えておったものですからですね、そこら辺のチェックというのはなさらないということでしょうか。それドライブレコーダーについてですね、質問ですけど。

あともう一点は、諸費ですか、諸費の中に精算の返還金がずっとあるんですけど、大体9月ごろ精算のところが上がってきているようなんですが、大体3,000万円程度、毎年支出がこの時期増えてくるというのは、コロナの関係で特別にあったのか、常態的に大体どのくらいがその精算したときに2,000万円なのか、そこら辺の数字的なものはどのくらいなのかというのをちょっと聞いておきたいと思えます。

あと情報、教育委員会関係の校内情報ネットワークシステムうんぬんというのは、口石小学校の増設関係でそれを必要になったというのか。きのう、私、一般質問をした時に、総合型校務支援システムうんぬんというのが出てきたものですから、その関係でこれが必要になったのか、そこら辺のところは今少し説明をいただきたいと思えます。

もう一点は、4ページに学童保育の施設のリース関係で説明があったんですけども、所有権は移らずに、リースすれば、国の補助が3分の1かあるということだったんですが、これが、16年間ずっとあるものですから、この補助金っていうのは、16年間毎年くるのかどうか。導入するときだったら、あとは全部一般財源の持ち出しになってしまうっていう考えがあるものですから、そこら辺をちょっとお尋ねしておきたいと思えます。こういうところで第1問。

議 長（淡田 邦夫 君）

今、4点だと思いますけれども。

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

ドライブレコーダーについての御質問でございます。ドライブレコーダーの目的につきましては、事故の未然防止、事故発生時の適切な事故処理並びに職員の安全運転意識の向上を目的としておりますので、職員の行動まで監視するという部分では考えておりません。

入札につきましては、効果的な方向で整理させてもらっていきたいと思っております。うちのほうがまとめてやったほうがいいのか、そこはまた内部で協議させてもらいたいと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

4ページの校内情報ネットワークシステムリース料というところでございまして、こちらについては、口石小学校の今回の教室増設に伴いまして、教室用の指導者用のパソコン、それから無線LANのアクセスポイント、それから先生も増えるということで、職員室用の校務用パソコン3台というところで、そちらのほうで増設に伴うものというところでございます。

それから諸費のところ、21ページ、教育委員会の部分もございしますが、こちらについてはコロナ関係ということではございませんで、すいません、教育委員会に関するところが、令和2年度子どものための教育・保育給付交付金56万7,000円、これから一番最後までございしますが、コロナウイルスの感染——（須藤委員「基本的な考え方——」）

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません、住民福祉課関連のほうがちよっと多いかというふうに思いますので、先ほど教育次長のほうが話をされた諸費の返還金の分ですけれども、住民福祉課関連もコロナの特別な対応というのはございません。例年と同じような形ではございますけれども、大きな例年での変動があっているというふうにはあまり認識はしておりませんが、予算の計上の仕方によっては、結果として、その誤差が大きくなったりする年度もあろうかというふうに思いますけれども、一応、交付決定があり、事業を進めていく中での精算というふうな形でということでございます。

それから、学童保育の施設のリースの件ですけれども、御指摘のように15年間のリースというふうなことでございます。補助金につきましては、現行制度が民間の事業者の方が民間の施設を借りて学童保育を実施するというふうなことで、このような組立てがなされておりますので、私ども担当としては、こういった制度が続くものというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

ページ17ページの諸費の国県支出金の返還金でございますけれども、今回2,935万2,000円ということでございます。

令和2年度のこの国県支出金の返還金の決算が3,240万円程度、令和元年が3,380万円程度でございます。

したがいまして、例年並みのその返還金でございますけれども、これはどうしても医療費や給付費が多くございます。これについては、年度歳出予算が足りなくなつては困りますので、それに見合う見込みを計上して、それに伴って、その返還が毎年度発生しているという状況でございますので、こういう毎年度の9月補正での計上という形になっておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

それでよく分かりました。そして、ここに債務負担行為の補正ということで、4ページに、口石小学校の分つていうのがございますけれども、これは前のリースはもう切れたから、更新つていう考えでなさるのかどうかですね。口石小学校が340万円ほど、毎年この電子黒板でかかっているようなんですけども、全体で870万円ほど電子黒板の費用が役務費から出ていっとるようでございますけども、更新なさっていくのか、新しくされるのか、それを1つお尋ねします。

まだ、あるとですよ。それから、この17ページ、庁舎建設事業費の中に、特定財源を見込んでったが三角ということで、起債を借りるような組替えがなされていますけれども、当初、特定財源は何で見ておられたのか、130万円。これをちょっとお尋ねしておきたいと思います。

それからもう一つ、先ほど私がよく聞いていなかった、申し訳なかったんですが、修学旅行のキャンセル料の補助金つていうのは、どこに補助してやるのかつていうのを聞き漏らしたもんですから、そこら辺を再度お聞かせ願いたいと思います。3点ほど。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、17ページの財源の内訳の変更でございます。

すみません、11ページお願いいたします。それと、起債の13ページになりますけども、庁舎建設の起債対象が130万円増えまして、特定財源として繰り入れておりました庁舎の整備基金繰入金130万円を減額したということで整理させております。

なぜこうなったかと言いますと、まず、庁舎の起債の対象が、現庁舎に対する新庁舎の面積が関係してきます。対象が。新庁舎の面積が現庁舎に近づけば近づくほど、起債対象額が増えるつていう仕組みになっておりますので、そういう形で、今回3,800万円を3,700万円ということで計算し直しまして、それで130万円の起債の対象額が増えたということでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

4ページの電子黒板リース料のところでございます。以前に電子黒板のリースということで、令和2年度に、台数的には68台導入をしておりますが、それはまだ継続して続いております。こちらの分は教室を増設するためということで、2セット、2台電子黒板を入れさせていただくということでございます。

それから、修学旅行のキャンセル料につきましてですが、保護者あてへの補助金ということでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

分かりました。庁舎建設のは、別の機会にまたお尋ねします。理解できなくて申し訳ございません。ちょっと、何かグルッと回されているような感じがするんですけど。

電子黒板については、新しく増設というか2セット、新しく入れるっていうか。分かりました。

ほか、何やったかな。もういっちょ。

これで終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

修学旅行はいいですか。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

ああ、分かりました。個人に。保護者にいったっていうことですね。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

すみません、ちょっとよく理解できなかったところもあるので。今の4ページの、学童保育施設のリース料についてなんですけれども、これはいわゆる建物のリースということになるのか。それで、建物のリースということになると、所有者はどこなのか。結局、事前の説明を聞きながら勝手に想像していたんですけれども、いわゆる学童保育事業者の方が調達をした建物を使うというふうに理解していたんです。これまで、いわゆる小学校の特別教室をお貸ししていたものを、実際にはそれを学童保育の事業者の方が自前で調達した施設を使うと。その施設に対して補助金を出すという考え方なのかなというふうに思うんですけれども。

この学童保育の施設そのものは、どこの所有のものなのか。それを町がリースで借りるという形というのが適切なのかということなんですよね。要するに、これまでも口石小学校、私も外側しか見たことないですが、1棟ありましたよね。そういう建物が、学童保育の建物が。もう1棟建てるというふうに理解していたんですけれども、これまでもそういう契約でされているわけですか。1つはそのことをお聞きしたいということと。

それから、すみません、こちらのほうもちょっとよく、場所とイメージがつかないんですけども、32ページの土木費の中の町道改良工事について、3路線とかって言われたんですけど

ど、工事請負——（議長「ちょっと永田議員。よく聞こえんやっただけん、もう一回すみません。」）どっち。今のやつ。（議長「2番目。」）はい。32ページの8款土木費の道路橋梁費の2目14節工事請負費、この内訳について少し、もう一回詳しく説明していただきたいということです。とりあえず2点です。

議長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

まず、学童館のリースですけれども、建物のリースというふうなことで考えています。所有者ですけれども、所有者は、今、議員がイメージされたのが事業者、要するに学童保育を運営する事業者が、学童保育の施設を借りて運営をするっていうふうなイメージかと思えますけども。今回のうちの取り組みは、町有地のところに、全くその学童保育の事業者ではない建設会社といいますか、建設をする事業者の方に建ててもらって、それをリースするというふうなことで整理をさせていただいております。全国的にも学童保育に限らず、こういったリース事業は結構頻繁に行われているところではございますけれども、先ほど説明させていただきますように、所有者が、いわゆる所有権がどこにあるかっていうことは結構ありまして、通常のケースは、リース期間が5年もしくは10年としたときに、所有権がもともと建てた事業者にあるんですけども、リース期間満了後に所有権を自治体のほうに戻すっていうケースはあるようでございます。今回は、こういった事業に取り組むというようなことで、所有権を町のほうにするのではなく、このような取り組みの整理をさせていただいたところでございます。

それから、既存の施設ですけれども、既存の施設はそういった子ども子育ての交付金の新制度、平成27年からの新制度になる前の補助金がありまして、その補助金のときには、町が整備する補助金がもらえたということで、今の学童保育館の1階が駐車場になっている建物がありますけれども、あれは国の補助金をしっかりもらって建てることができた施設というふうなことになります。もちろん町が所有者ということになっております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

32ページの土木費の工事請負費、町道改良維持補修工事の部分でございますが、説明の中で話しました部分で、まず起債事業によりますところの3件の舗装補修工事、これは木場線舗装補修工事、それから小春露切橋線舗装補修、それから美渡越線舗装補修、この3件が起債事業によりますところの3件でございます。

それから、1件の路肩改良工事、これは、平成30年から年次計画的に実施をしております木場線の路肩の改良工事1件でございます。

それから、4件の路肩伐採工事、これが中山間地の道路にはみ出てきている枝等を切るための路肩の伐採4件分ですね。これは木場線路肩、それから高野炭鉾線の路肩、それから江里大茂線の路肩、それから栗林角山線の路肩の伐採、この4件を上げさせていただいております。

それと、突発的などところに対応するための若干の補修費用というのも上げさせていただいております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

32ページはもう分かりました。その新設のリース料のことなんですけれども、最近、非常にリースの考え方っていうのは非常に難しいから、そういった意味では、いわゆる購入リースっていうふうな言い方をしたりするので、要するにローンで物を買うのと同様のリースっていうものもありますし、あるいは、所有権がどういうふうになっていくのかっていうことは非常に重要なことではないかな。要するに、土地は町の土地ですから、その町の土地を、いわゆるその建設業者に貸して建ててもらって、それを学童保育の事業者に貸すという形になるので、非常に分かりづらいと思うんです。そういうやり方で、結局、例えば16年経ったときに、その建物はどうなるのか。そこのその管理の責任や、あるいは、いわゆる課税上の問題や等々あると思うんですけれども、それはどういうふうになるのかっていうことが、ちょっと分かりづらいんですけども、もう少しそのあたりを説明していただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

リース期間満了後は、所有権は、当然町のほうにもらうわけではございませんので、解体をするというふうに考えております。

今回、このような形を取らせていただいたのも、財源的な話もありますけれども、今、口石小学校の校舎が50年を超えております。現在の学童保育館も17年たっております。今回のリース期間を15年と設定したときに、口石小学校の校舎の建替えなり長寿命化なり、何なりの判断が出てくる。学童保育館そのものも30年を超えるっていうふうなことで、結果としてその15年のリース期間をちょうど満了するあたりで全体的な整備の話が出てくるとしたときに、どういったふうな形で、今回、補助もありますけれども、全体的な組立てをさせていただきました。

確かに、その所有権のところはあるかもしれませんが、今回は所有権を移転せずに、15年後に解体をするというふうな形で事務を進めていくというふうに考えているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

事情といいますか、いわゆる建替えや今後の見通しについての事情はよく分かりましたが、要するに言いたいことの一つは、いわゆるリース事業をするということで、必要以上に経費がかかるということはないのかということを知りたかったわけです。そのことによって、もちろん地元の事業者の育成や、あるいはその学童保育をやっている事業者についての育成をやっていくこと、そういったことは非常に重要なことなんですけれども、一方で、やはりコストの問題としては、やはり無駄な費用は使うことにはならんようにせんといかんだろうとは思ってまして、そういう点での、要するに二重に金を払っているような思いがあって、ちょっと質問させていただいたということでありました。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

回答はいいですか。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

いや、あれば、どうぞ。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

先ほどのコストの話ですけれども、実際に町が建てるのとリース物件にとって比べたときには、当然、リース物件のほうがコストは高くなるというのは、もう御指摘のとおりだというふうに思います。

今回、先ほども御説明させていただきましたけれども、財源が確保できる、国県の補助金が3分の1ずつ、結果3分の2の財源が確保できるというふうなことがあったものですから、このような取り組みをさせていただいているところでございます。二重に払っているような感じには、私どもはちょっとそういうふうな感じでの整理はちょっとしていないところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 問です。いいですか。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

すいません、要するに、もう一つ確認なんですけれども、要するに町独自で建てた場合には、国県の補助金をもらえないということなんですね。分かりました。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

すみません、簡単です。11ページ、ふるさと応援基金繰入金、環境整備協力費基金繰入金。環境整備の部分については、令和2年度の決算説明書にもありますとおり、保育所及び学校の備品購入等に充てられたということで、財源の有効活用等行われているということで、非常に有意義だというふうに考えますし、ふるさと応援基金繰入金についても、今度は口石小学校の増設に伴う財源に利用されるということで、有効活用されているなということが確認されますが、今後、この両基金の計画的な運用というのをどのように考えらえているのかなというのを確認させていただきたい。1点。

2点目が、35ページ、羽ばたけ若者人材育成奨学金事業補助金。昨年と同じようにと。分かります。なぜ補正なのかというのを確認したいんですよ。当初予算じゃなく、補正予算で昨年と同じようにって言うような説明だったんで、補正で上げる根拠を説明してほしい。内容ともかくじゃなくです。なぜ補正なのかと。当初予算がどうだったのかです。

それと、最後、財調基金積立金の3億円、説明、財政課長からありました。剰余金含めてということで、令和2年度決算は付託されて、今回、付託審査されると思うんですが、不用額が教育費で6,000万円、民生費で6,500万円とあった結果、2年度の決算が剰余金が出て、令和2

年度においてはですよ、決算説明書であったとおり、コロナ等々非常事態ということで、なかなか読めない予算だったと思うんですけど、単年度で住民福祉の向上に財源はできる限り使うということ考えたときに、剰余金が多くないかというところの話で、これが、このレベルは通常ですよということなのかの確認だけお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

3点。

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

まず1点目のふるさと応援基金繰入金と環境整備協力費基金の分でございますけれども、議員御承知のとおり、ふるさと応援基金についても令和2年度は3,940万円、環境整備協力費についても85万円の活用をしております。

年次的に、計画的にこの基金を来年度は幾ら取り崩す計画をしているとか、そういう計画は、今はございません。予算の要求時期に合わせて、こういう基金が活用できないかというところで組立てを行っているところでございます。

それから、3点目の財政調整基金の積立てに關しての剰余金でございますけれども、議員御指摘のとおり実質収支については、対前年度1,628万円程度の増となっております。本年度は2億7,690万円ということで、1,620万円程度の増となっております。これについても、不用額が毎年度のように御指摘を受けておりますけれども、今回の不用額のところでは、コロナ対策の部分でも不用額が出てきておまして、若干、今年度は多くなったというところもありますし、歳入のほうでも、例えば町税が予算よりも約3,500万円程度多く収入をされたとか、そういうのがございまして、今回、この実質収支額が対前年度より多くなったというものでございますけれども、この不用額に關しては、対前年度からは約5,100万円程度、圧縮はしております。ですので、その年度、その12月補正、3月補正で各課にその決算を見越した補正をお願いしますということで、通知はしておりますけれども、結果的には令和2年度の実質収支になったというものでございます。この財調積立てに關しては、今後の財政需要を勘案しまして積立てを行っているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、35ページの羽ばたけ若者人材育成奨学金の件でございますが、こちらは本年度は骨格予算というところもございましたので、当初は控えさせてもらっておりました。

それから、要綱のほうが前年度で切れておりましたので、それで計上していなかったということでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、阿部議員からの御質問がありまして、例年度どおり実質収支がどうだったのかっていう

こととお話がありました。これについては、私もそんなに変わっていないと思うんですけど、やはりことしはコロナ関係があったもんですから、少し増えているかも分からないと思っています。

それから、お話がありましたふるさと応援、それから環境整備協力金。これについて、使い道をきちっとやらなければならないと思っていますし、それから森林環境譲与税の、この前も9番議員のほうからも、その使い道についてどうするのかということがありましたので、それについても、町として考えて、どうするのかっていうのはきちっとやっていきたいと思っていますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

議員各位からこういうふうな事業取り組みができないかという提案を行った際に、なかなか財源が厳しい、財源が厳しいという執行側の御意見をいただいております。はっきり言えば。

決算剰余金を見ると、なかなかほどに剰余金が生まれているということ。詰めて数字を出されているということは、もう重々分かっているんですけども、やはり住民の皆さんの福祉増進に伴う予算は、単年度できるものは早め早めに手を打って行っていただきたいという思いから発言している次第です。

羽ばたけのやつがちょっと意味が分かりません。要綱が切れて、新たな要綱がまたつくられたのか。骨格予算だったんで上げられませんでしたっていうのは、これは当然、昨年度と同じ事業であれば、当然、組んでおくべき予算であるというふうな私は認識でしかないんですけど、何かこう質疑がかみ合っていないかなっていうふうに感じたもので、再度説明していただければ。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘もごもっともでございます。一応、実施要綱のほうが昨年度で終わりということで、原課としては継続したいという意思もございましたけれど、骨格予算ということになりましたので、改めて補正のほうで検討を行うということで控えておったところでございます。当然、要綱については延長ということで考えておるところでございますし、やはり、今後この先のことを考えると、少し改善も考えていかなければいけないかと思いつつも、もうそろそろ高校側の進学等が決まってきますので、要綱の期限は延ばしながら、内容的には前年度と同じということで、本年度についてはお願いしたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

住民の人から喜ばれる制度は、継続していくべきじゃないかと思うんです。行政は継続でありますから、補助事業の見直しとか、不必要でなくなったものっていうのは議会のほうからも意見させていただいて、もうやめるべきではないですかというやり取りを、議論を交わした中

で、廃止なりしていくべきであって。喜ばれている、必要だと、執行側のただただ判断ではなく、続けて喜ばれているっていうのは、継続していくっていうのは必須だと私は感じますので。であれば、当初予算に当然、計上しておくべき予算であったんじゃないかというふうに私は認識しております。

あと、先ほどの基金の運用については、町長のほうから、今後計画的に進めていきたいということで、そこら辺を示していただければですね、実際、場当たりのじゃなく、出てきたところで我々が判断するのかっていうよりも、残高が6,000万円、7,000万円、かなり多額の部分があるんで、計画的に運用できるものは計画的に運用していただいて、これ、ふるさと納税って継続的に担保できる財源でもありませんし、せっかくいただいた財源は、住民の方に早期に還元していただいて、有効活用していただければ、町の一般財源も余力が生まれるんじゃないかと。これをまたPRをするっていうことは、また別の効果も生まれると思いますので、今後とも努力していただければというふうに。最後は意見です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

4ページです。戻りまして。学童保育の施設リース料です。さっき永田議員がおっしゃって納得したんですけども、1点だけ。15年後に取り壊されるということで、その15年後に取り壊される解体の費用は、どういうふうに組んでいらっしゃるのかなというのは、お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

この4ページで上げております、限度額8,280万円の中には、解体費用まで含めて、今、限度額は上限額を定めているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

15年後に取り壊されるということで、土地は町のもの、上物、建物はその建設会社のほうになられるということで、この御時世、建築業者が倒産する可能性もなきにしもあらずと思うんです。ですので、そうなった場合の想定といいますか、契約内容っていうのは煮詰まっているのかなというのは、お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今、御指摘なような形での具体的なものというのは、まだ定まってはおりませんけれども、そこにつきましては、当然、契約条項の中に含めていきたいというふうに考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

それで納得したんですけども、要は、いなくなった場合に、一方的に解体できるのかっていうふうで、っていうのがあったもんですから。一方的に、例えば15年後に町の判断で、相手の建築業者がどうかなった場合に、あっち側が、いなくなった、所有権がそっちにあるわけですから、一方的にこっちが解体していいものなのかというのをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今、御指摘の部分が、まさしく契約の条項の中に入ってくるというふうに認識をしております。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第57号 令和3年度佐々町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
30分までしばらく休憩とします。

（14時22分 休憩）

（14時31分 再開）

— 日程第13 議案第58号 令和3年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議案第58号 令和3年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第58号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

1 ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

1 款国民健康保険税、補正額、減額の101万8,000円、計2億1,865万円、1 項国民健康保険税、補正額、計ともに同額でございます。

3 款県支出金、補正額50万6,000円、計10億4,460万2,000円、1 項県補助金、補正額、計ともに同額でございます。

5 款繰入金、補正額、減額1,641万6,000円、計1億1,027万円、1 項他会計繰入金、補正額、計ともに同額でございます。

6 款繰越金、補正額3,282万9,000円、計3,283万円、1 項繰越金、補正額、計ともに同額でございます。

歳入合計、補正額1,590万1,000円、計14億686万4,000円。

次のページを御覧ください。歳出。

1 款総務費、補正額3万6,000円、計912万3,000円、2 項徴税费、補正額3万6,000円、計271万円。

2 款保険給付費、補正額6万円、計10億179万6,000円、2 項高額療養費、補正額6万円、計1億3,040万1,000円。

4 款保健事業費、補正額20万円、計2,401万3,000円、1 項保健事業費、補正額、計ともに同額でございます。

5 款基金積立金、補正額1,641万6,000円、計1,641万9,000円、1 項基金積立金、補正額、計ともに同額でございます。

7 款諸支出金、補正額90万4,000円、計192万7,000円、1 項償還金及び還付加算金、補正額、計ともに同額でございます。

8 款予備費、補正額、減額171万5,000円、計201万6,000円、1 項予備費、補正額、計ともに同額でございます。

歳出合計、補正額1,590万1,000円、計14億686万4,000円。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、割愛をさせていただきます。

4 ページからの歳入歳出予算につきまして、今回の9月補正におきましては、令和2年度からの剰余金といいますか、繰越金の調整、それから大きく言いますと、昨年度の令和2年度の保険給付費等の償還金の精算を行っておるものでございます。

中身につきまして若干、説明をさせていただきます。

4ページ。歳入。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、3つの節に減額が生じておりますが、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に関わります収入減少による減免対応によって保険税の減額を行ったものでございます。

件数だけ申しますと、1節と2節につきましては7世帯、3節につきましては3世帯分の減免を行っております。

その下、3款1項1目保険給付費等交付金、これにつきましては、先ほどの3件分の減免措置に対する特別調整交付金が特別交付金として入る見込みとなっておりますので、この分の上記減免分の10分の4が今回の特別調整交付金として予算計上をさせていただいております。

それから、残りの10分の6につきましては、今後、臨時調整交付金対象として歳入予定となっております。

それから、この特別交付金50万6,000円のうちの10万円につきましては、後ほど出てまいります特定健診用のパソコン購入費用等につきましては2分の1の10万円が入っております。したがって、40万6,000円の特別調整交付金分と10万円分の県の繰入金ここに計上をいたしておるところでございます。

その下の基金繰入金につきましては、冒頭言いました決算見込額の2分の1相当額を財政調整基金のほうに繰戻す形で上げさせていただいております。

次のページの5ページにつきましては、昨年度からの繰越金を計上させていただいております。

歳出につきましては、一番下、4款1項1目特定健診の検査等の事業費、特定健康診査用のパソコン購入1台分としておりますが、これにつきましては特定健診者のデータを格納し、データのグラフ化が抽出が可能なマルチマーカースステムのバージョンアップに伴い、システム要件がWindows 10推奨となっていることから購入するものでございます。

これにつきましては、マルチマーカースステムというのは、国保連合会の国民健康保険団体連合会の特定健診等データ管理システムのことでございます。通称マルチマーカースステムという名称がついております。県内で約半分の11自治体のほうで今回、バージョンアップを行うということになっておるものでございます。

それから、7ページでございますが、財政調整基金の積立金、繰越金の約2分の1相当額。

それから最後の7款1項、それから5・7・8目の償還金でございますが、これはそれぞれ昨年度実施した分から実績報告として償還しなければならない償還金として計上いたしておるところでございます。

最後に、予備費171万5,000円の減額ということでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

9番。

9番（須藤 敏規 君）

年度が始まりまして5か月ほど経っておりますけれども、今回の補正を見ますと、保険給付費とか事業費の関係でさほど補正額がないということは、やはりコロナの影響があったせいかもしれませんけれども、5か月经って、いいということだろうと思っておりますけれども、繰入れにつきましても1,600万円ほど繰入れを戻しているということもあります。

積み立てまして基金の合計が1,958万4,000円に、4ページのほうにあがっているようでございますが、全体としてはこの基金はこれを足しまして、どのくらい残るような形になるのか、

そこをちょっとお尋ねしておきたいと思います。この調子でいきますと、来年度も値上げは必要ないだろうと私は感じるもんですから、そこら辺をちょっと確認させていただくためにも基金の残高を教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

令和2年度の年度末の基金残高が1億2,245万1,000円となっております。今回の繰入れによりまして、大体1億4,000万円程度の基金になるということで考えておるところでございます。以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
いいですか。（須藤議員「はい、いいです。」）はい。
ほかに。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これにて質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。
これから採決を行います。議案第58号 令和3年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第14 議案第59号 令和3年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第2号） —

議 長（淡田 邦夫 君）
日程第14、議案第59号 令和3年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第59号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません、1枚めくっていただきまして、1ページをよろしくお願ひします。

第1表歳入歳出予算補正（保険事業勘定）。歳入。

7款繰越金、補正額3,391万7,000円、計3,391万9,000円、1項繰越金、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額3,391万7,000円、計12億9,788万9,000円。

歳出。

4款基金積立金、補正額2,265万9,000円、計2,266万2,000円、1項基金積立金、補正額、計ともに同額です。

7款諸支出金、補正額1,126万3,000円、計1,146万4,000円、1項償還金及び還付加算金、補正額、計ともに同額です。

8款予備費、補正額、減額5,000円、計142万5,000円、1項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額3,391万7,000円、計12億9,788万9,000円。

それから、次の2ページになります。

第1表歳入歳出予算補正（サービス事業勘定）。歳入。

3款繰越金、補正額87万2,000円、計87万3,000円、1項繰越金、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額87万2,000円、計755万3,000円。

歳出。

2款予備費、補正額87万2,000円、計89万6,000円、1項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額87万2,000円、計755万3,000円。

めくっていただきまして、3ページの事項別明細にかかる1の総括については割愛をさせていただきます。

2の歳入のところですが、今回の補正につきましては、この1目のところにあります介護給付費負担金等繰越金1,126万円につきましては、めくっていただきました5ページのところの下半分の償還金がございますけれども、こちらのほうにかかるものとして計上をさせていただいているところでございます。

続いて、この4ページの2目その他繰越金の2,265万7,000円につきましては、この決算剰余金につきましては、全額を介護保険の財政調整基金の積立てのほうに計上をさせていただいているところでございます。

6ページにあります予備費の減額5,000円につきましては、償還金のところに計上する中での端数調整がございまして、その関係で減額5,000円というふうになっているところでございます。

それから、もう1枚めくっていただきまして、7ページ、8ページのところでございますけれども、事項別明細書のサービス事業勘定につきましては、その1の総括につきましては割愛をさせていただきますけれども、8ページのところが歳入歳出予算ということになります。今回、87万2,000円の繰越金を全て予備費のほうに計上をさせていただいたところでございます。

介護保険の補正予算につきましては、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

前年度の決算審査はこれからですけれども、基金繰入れが2,600万円程度だったかなというふうに思うんですけれども、今回それを繰り入れた上で繰越が3,300万円あったということは、全体として基金は減らない見通しかなという感じがするんですけれども、現在のところでも基金の積立額といいますか、残高というのはどの程度になるのかということをもう一度確認しておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

決算書の参考資料として資料をお付けしておりますけれども、令和2年度末の現在高として1億3,100万円、ちょっと端数の何十万円というのは省略させていただきますけども、1億3,100万円で今回の2,200万円の積立てで1億5,400万円ということになっているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

ほかにないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第59号 令和3年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第15 議案第60号 令和3年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第15、議案第60号 令和3年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第60号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

ページをめくっていただきまして、1ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

4款繰越金、補正額6万4,000円、計6万5,000円、1項繰越金、補正額6万4,000円、計6万5,000円。

歳入合計、補正額6万4,000円、計1億7,365万1,000円。

歳出。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額6万4,000円、計1億5,682万6,000円、1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額、計ともに同額でございます。

歳出合計、補正額6万4,000円、計1億7,365万1,000円。

2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、割愛をさせていただきます。

最終ページ、3ページを御覧ください。

2、歳入でございます。

令和2年度からの繰越金でございます。1節繰越金6万4,000円。

3、歳出でございますが、この繰越金の財源につきましては、昨年と同じ取扱いでございますけれども、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の保険料分として6万4,000円計上をいたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

確認なんですけれども、いわゆるその繰越金については、要するに額は6万4,000円僅かなんですけれども、その繰越金で剰余が出たということについて、それを全て広域連合のほうに納付しなければならないというふうになっているのかどうかですね。その仕組みについて少し御説明いただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

繰越金の6万4,000円につきましては、予備費の中で増額補正しようかと考えたところでご

ございますけれども、一旦、後期高齢者広域連合納付金の保険料分として計上しておくべきではないかということで、まあ、べきではないかというのは、納付金の事業者納付金として保険者分として納付する金額が、後期高齢者の保険料として4月から6月までの料につきましては直接、連合会のほうに令和2年度分として納付する必要がありますが、7月からの7回に分けての料の納付ということになってまいりますので、その財源として納付金のほうに、予備費計上ではなくて、後期高齢者連合納付金のほうに計上しておくべきではないかと、財源の関係でここに上げておくほうが財源調整としてはいいのではないかということでの関係で、財政のほうと協議の上でここで計上したわけでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

私はその分について、いわゆる後期高齢者医療保険制度そのものが県単位の保険制度になっておりますから、いわゆる保険者努力といえますか、被保険者、要するに市町村の努力の反映というのがなかなか出てこないということであるかというふうに思うんですけど、ここの繰越金が発生してきた分については、いわゆるその被保険者の方々が利用しなかった分、いわゆる給付が少なかった分というふうに考えるべきではないかと思うんですね。

そういう点で言えば、その分については、最終的にはやはりぎりぎりまで計算をして、独自の財源とすべきではないかというふうに私は思うんですがいかがでしょうか。町長、いかがですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

繰越金がどこに行くのかというお話でございます。今、後期高齢者連合会で、全部で広域連合で、県下の広域連合でやられているということで、今、課長が申しましたように、保険者全部そういうことで出るわけでございますので、繰越についてもやはりその連合会で元に戻して、それから新たに県の全体で納付金を決めるということになると思っておりますので、そういう仕組みが、今構築されているのではないかと考えていますので、連合会のほうに戻すというのが筋ではないかと考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

私も同じような質問をちょっとしたかったものですから、また追加してさせてください。

全会計ごとに繰越金が出たということで整理をなされたことだとは思いますが、広域連合の納付金というのは予算を組む前段として、各市町村の率か何かで配分されるわけですかね。そして、予算化してくるということで、このように補正で、ここで組んでくるということでは、あっ、変更額は途中で納付金があったのかなあと私は思いよったもんですから。普通やったら皆さん、予備費にですね、質問はあるでしょうけど、繰越金が余った分については予備費にしとったもんですから、わざわざこの6万4,000円を持っていったということは、こ

の連合のほうから増えたんじゃないかとちょっと誤解したもんですから。

この繰越金は返さなくちゃいかんようになっているわけですか。違うんでしょう、この納付金という、この3月15日に令和3年度の予算のとき——（私語あり）聞いてくださいよ、質問中よ。時間切れで勉強会ができなかったもんですから、そこら辺をちょっと、この性格についてちょっと教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（14時58分 休憩）
（15時00分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

すみません、説明が、申し訳ございませんでした。

この繰越金6万4,000円の内訳につきましては、昨年度の後期高齢者広域連合納付金の令和2年度の決算による納付金分、これがはっきり分かっておるということでございますので、今回その返還金といいますか、納付金として組んで、ことし精算をさせていただくということになっておるようでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

ということは、今回の繰越金の内訳は、後期高齢者医療広域連合の納付金でいただいた分であったので、それを返すという考え方でいいんですね。いいんですね、答えてよ。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

昨年度生じた納付金分の精算分が、令和3年度で納付するという形をとるということでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

一般会計では、そういう場合は、令和2年度分云々の返還金という説明書きをなさつとるわけですたいね。だって、ここの説明では保険料分と書いてあるけん、やはり統一した返還金な

ら返還金として書いたらいいんじゃないかと私は思うんですけどいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。（須藤議員「よかですよ。」）いいですか。

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、ちょっと概要ということで説明させていただきます。

もともと後期高齢者医療保険というのが、本町の場合はお年寄りの方から保険料を集めて、その集めたお金を納付金として広域連合のほうに納めていると。佐々町のほうでお年寄りが使った医療費を直接支払っていることではございませんので、医療費は支払っているところは広域連合のほうで支払っていますので、その医療費の一部となる保険料を集めて納付するというのが基本的なこの会計の仕組みになっております。

これは昨年の保険料で集めた部分が6万4,000円として繰越金として残ったので、その分を納付金として今回整理しましたということでございます。

保険料のほうはどうしても遅れてきますので、返還金という話ではなくて、賦課なんかも若干遅れてきますので、年度の精算する時期が若干ずれていたと思います。そういう関係で、このような形で、この年度分という形の整理はされていなくて、全体的な整理ということでの保険料分ということで記載されてあるものでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

中身は分かりましたけどね、そうしたら分かりやすいように、歳入のこの繰越金の説明の中に令和2年度の何々保険料の分とか書いていただければ、今後、予算書を見るとき私助かります。検討して内部でしとっていただければ、要望しておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第60号 令和3年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第16 議案第61号 令和3年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第16、議案第61号 令和3年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第61号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

ページをめくっていただきまして、1ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

5款繰入金、補正額、減額28万8,000円、計920万5,000円、1項他会計繰入金、補正額、減額9万5,000円、計651万9,000円、2項基金繰入金、減額19万3,000円、計268万6,000円。

6款繰越金、補正額137万9,000円、計138万円、1項繰越金、補正額、計ともに同額でございます。

歳入合計、補正額109万1,000円、計1,243万5,000円。

歳出。

1款総務費、補正額40万円、計1,089万4,000円、1項施設管理費、補正額、計ともに同額でございます。

3款基金積立金、補正額69万1,000円、計69万2,000円、1項基金積立金、補正額、計ともに同額でございます。

歳出合計、補正額109万1,000円、計1,243万5,000円。

2ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書。1、総括表につきましては、割愛をさせていただきます。

今回の佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算につきましては、繰越金の2分の1相当額を積み立てるということで、全体として大きなものとしては、そういったものでございます。

まず、3ページ、2、歳入でございますが、一般会計繰入金、地方交付税分としておりますが、これは普通交付税分の確定によりまして減額を行うものでございます。

それから、5款2項1目財政調整基金繰入金、これは調整のために減額の19万3,000円と繰り戻す形になっております。

繰越金につきましては、一番下でございますけれども、前年度からの繰越金137万9,000円となっております。

3の歳出でございますが、ここの1款1項1目一般管理費の中の需用費、修繕料でございますが、診療所の今回の夏場に、真夏、大変暑い日が続いたんですけれども、ワクチン接種として会場を活用したんですけれども、どうにかエアコンは止まることなく乗り越えることができた

わけでございますけれども、配管等の雨漏りも発生しておりますし、空調機の不具合等もあるようでございますので、これが複数か所あるということでございますので、今回、補正を40万円お願いするものでございます。

それから最後に、積立金、財政調整基金積立金69万1,000円ということになっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第61号 令和3年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

どうもお疲れでございました。

（15時10分 散会）